概要版　第７次障害者計画（令和９年度-令和１４年度）

第7次障害者計画の基本理念

共に生き、共に築く、私たちのまち ― 流山

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う
共生社会を目指します

本計画では、障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画との整合性を図るとともに、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めます。「共に生き、共に築く、私たちのまち－流山」を基本理念とし、分野ごとに施策の方向性を示し、事業を展開します。

計画の基本方針（施策体系）

基本理念	施策分野	施策の展開方向
共に生き、共に築く、私たちのまち ― 流山	（１）生活環境	①ユニバーサルデザイン・バリアフリー化によるまちづくりの推進 ②防災、防犯等の推進
	（２）情報アクシビリティ、意思疎通支援	①情報提供の充実 ②情報バリアフリー化の推進 ③意思疎通支援者の養成・活用
	（３）理解促進	①差別解消の推進 ②権利擁護の推進 ③障害に対する理解の促進
	（４）生活支援	①相談支援体制の充実 ②地域生活への移行支援 ③生活支援の充実 ④地域生活支援拠点等の充実 ⑤経済的自立の支援
	（５）保健・医療	①疾病予防の充実 ②医療機関・関係機関との連携
	（６）雇用・就労	①就労や雇用の促進 ②就労施設利用者の支援
	（７）療育・教育	①保育、就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③切れ目のない支援体制の充実
	（８）社会参加	①文化芸術・スポーツ活動の推進 ②交流機会の拡大 ③地域福祉の推進

本計画は、令和２年度から実施された「流山市総合計画（基本構想・基本計画）」及び第５期流山市地域福祉計画の部門計画として策定します。

今後の取り組むべき主な課題と対応 （以下に示す施策事業は計画内の一部です）

地域生活支援の充実（施策分野:(3)理解促進（4)生活支援）

重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームや、医療的ケア児者・重症心身障害児者が安心して利用できる短期入所の確保、日中一時支援の充実など、多様化するニーズへの対応を進めます。

あわせて、障害児者やその親の高齢化に伴う不安に寄り添い、権利擁護の基盤となる成年後見制度の普及啓発を進めるなど、誰もが将来にわたって住み慣れた地域で自立した生活を送れる環境づくりを推進します。

［施策の方向性］

事業名	事業内容
施設や病院からグループホーム等への地域生活の移行促進	医療機関やサービス事業者との連携により、社会資源を活用しながら円滑に地域生活へ移行できるよう促進します。
重度の障害者の施設（生活介護）支援、グループホームの充実	本人の状況に応じた自立した生活を目指し、地域における障害福祉サービスの提供体制の整備、グループホーム等の充実を図ります。
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止法に規定された障害者虐待防止センターを障害者支援課内に設置しています。 障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待の通報・届出があった場合は、早期に事実確認を行い、必要に応じて本人の一時保護等の安全確保と不安解消を第一に早期解決を行います。 また、通報・届出先として障害者虐待防止センターの周知や障害者虐待防止について普及啓発します。
成年後見制度の普及・促進	一次相談窓口である障害者相談支援事業委託事業所を活用するほか、二次相談窓口である流山市成年後見推進センターと連携し、講演会や相談会の実施により成年後見制度の普及・啓発を図ります。 障害により判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に申立てる親族がいない、報酬が負担できない等の理由により制度を利用できない場合でも、その権利を守られるよう必要な支援を行います。

相談支援体制の充実（施策分野:(4)生活支援）

基幹相談支援センター、相談支援事業所等による相談支援体制の更なる充実に取り組みながら、支援を必要とする障害児者には、複雑化・複合化した課題を抱える場合もあることから、高齢者なんでも相談室やくらしサポートセンターユーネット、よりそいサポートセンターなどの他の専門機関と連携を図り、包括的な支援に努めます。

［施策の方向性］

事業名	事業内容
相談支援事業所の配置と活用	障害者の包括的支援をするために、基幹相談支援センターの設置、市内の地域ごとに相談支援事業所を市内３箇所及び市外１箇所設置し、障害者本人及びその家族が身近な場所で、日常生活の様々な課題について無料で相談ができる環境を確保します。
障害者相談員の配置による体制の充実	基幹相談支援センター、相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、地域生活支援拠点等により、より身近に日常生活の相談に応じられるよう連携を図ります。 また、障害者ご本人又はその保護者からなる障害者相談員を配置し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。

雇用・就労の充実（施策分野:(6)雇用・就労）

障害のある人が、その能力や適性を活かしながら、やりがいのある職業生活を実現できるよう、企業や関係機関との連携を強化し、雇用の場と就労支援体制の充実に努めます。

［施策の方向性］

事業名	事業内容
就労・雇用機会の充実	ハローワーク松戸や千葉県立特別支援学校流山高等学園等と連携し、障害者の雇用促進、職場実習の受け入れ拡充に努めます。 事業主への国助成金（特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金等）と市奨励金(雇用促進奨励金、障害者職場実習奨励金）の周知に努めます。
優先調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。
チャレンジドオフィスながれやまの活用　※	各個人が抱える就労問題の対処方法の習得や就労スキルの向上、就労機会の提供ができる環境を引き続き整備します。

※ チャレンジドオフィス：一般企業等への就労を希望する障害者が、支援員とともに業務に従事することで、就労する上での不安や課題の解消やスキルの向上を図りステップアップを目指す場所。多くは自治体に設置され、流山市には市役所内に「チャレンジドオフィスながれやま」があります。

社会参加の推進（施策分野:(8)社会参加）

誰もが安全・快適に利用し、つながりを育むことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したインクルーシブな交流拠点の整備を進めます。

あわせて、障害児者等のつながりの提供や障害者団体との交流など、活動の機会の拡大を図り、誰もが主体的に多様な社会活動に参加できる地域社会の構築を目指します。

［施策の方向性］

事業名	事業内容と目標
各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会等への参加を促進します。 ユニバーサルスポーツに関心を持ってもらうために、ユニバーサル用具等の充実とユニバーサルスポーツの体験会等を実施します。
障害者レクリエーション活動の推進	障害者福祉センターを中心に、障害者団体と連携し、障害者が楽しめる講座や発表の場、イベントを実施します。
障害者の文化芸術活動の推進	障害者の文化活動推進事業として、障害者の文化芸術活動の成果を披露する場を、引き続き提供していきます。 また、指定管理者や障害者団体と協力して、参加につながるよう情報の周知に努めます。

（作成）流山市　健康福祉部　障害者支援課
住所：流山市平和台 1-1-1
電話：04-7150-6081　FAX：04-7158-2727
メール：shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp